

介護職員等特定処遇改善加算について

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改訂における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改訂において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改訂において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

【処遇改善加算算定状況】

介護処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

【処遇改善に関する具体的な取組み内容】

	職場環境要件項目
資質の向上	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
労働環境・ 処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	非正規職員から正規職員への転換